

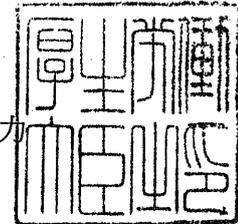
厚生労働省発食安第0701003号

平成16年7月1日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に
基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項に
ついては、同法第24条第1項ただし書に規定される同法第11条第1項第1
号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認め
られるか、お伺いする。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく基
準として、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第
52号）に定められた特別牛乳の容器の口に係る規定を次のように改めること

特別牛乳の容器の口を覆うべきものの材質として、合成樹脂を加えること



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

1. 経緯

特別牛乳とは、各都道府県が定める施設基準等に適合し、特別牛乳搾取処理業の許可を受けた施設において製造されるもので、一般の牛乳に規定されている加熱殺菌を省略することができる。特別牛乳については、食品衛生法第11条第1項に基づき規定された乳及び乳製品の成分規格等に関する省令中の乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準として、「特別牛乳の容器の口は紙又は金属で覆うこと」と規定されている。

今般、特別牛乳の容器の口の覆いに使用できる材質として「合成樹脂」を追加する旨の規定の整理を行うものである。

2. 現状

特別牛乳ではないが、牛乳においては既に合成樹脂製の覆い（一般に「フード」と呼ばれている。）が広く利用されている。

特別牛乳の覆いは、覆い部分が直接牛乳と接触するものではないことから、牛乳びんの飲み口の汚染防止等と考えられ、合成樹脂であっても、紙や金属と同様の効果があるものと考えられる。今般、特別牛乳の販売に関し新規参入があったため、規定を整理するものである。

なお、紙栓とフードに替わるものとして合成樹脂の蓋も使用されており、これら容器包装として使用する合成樹脂に関しては、乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準が適用される。

3. 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、省令改正の所要の手続きを進めることとする。

(参考資料)

乳の種類別について

種類別	定義
牛乳	直接飲用に供する目的又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛の乳
特別牛乳	特別牛乳として販売するもの
成分調整牛乳	生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したもの
低脂肪牛乳	乳脂肪分を除去したもののうち、無脂肪牛乳以外のもの
無脂肪牛乳	ほとんどすべての乳脂肪分を除去したもの
加工乳	生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工したものをいう

営業許可は「特別牛乳搾取処理業」。製造に当たっては、殺菌を省略することができるが、細菌数については牛乳より厳しい基準が適用される。